

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

（環境対策課）

一

○有害図書類の指定

（共同参画社会推進課）

一

委託

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）

（農業振興課）

二

○保安林の指定の解除の予定（二件）

（水産林政総務課）

二

○保安林の指定の予定（二件）

（森林整備課）

二

○保安林の指定の解除の予定（二件）

（同）

三

○保安林の指定の解除の予定（二件）

（同）

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（管財課）

四

○開発行為に関する工事の完了（四件）

（建築宅地課）

四

○公立大学法人宮城大学が定める口頭により開示請求を行うことができる

（管財課）

四

○個人情報

（管財課）

五

規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

○宮城県規則第二十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「次のとおりとする」を「飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。）とする」に改め、同条各号を削る。

様式第一号、様式第三号、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号及び様式第十一号から様式第十五号までの規定中「四」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の公害防止条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の公害防止条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第四百十号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和三年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	まんがこんなに酷い芸能界暴露大全 53456106	株式会社コアマガジン
二	雑 誌	絶対恋愛Sweet 15557103	笠倉出版社
三	雑 誌	無敵恋愛S*girl 0857713	ぶんか社
四	雑 誌	実話ナックルズ ウルトラストロング VOL. 2	株式会社大洋図書

五	雑誌	68544-12 EX特ダネNG SHOT 第14号	株式会社インテルフイン
六	雑誌	12424-3 封印映像お色気全集中御開帳スペシャル	株式会社コスミック出版
七	書籍	63815-05 芸能美女ハイレムMAX!	株式会社ブレインハウス
八	書籍	ISBN978-4-86632-674-0 ありえない芸能界騒然ハプニング百花繚乱!	株式会社ブレインハウス
九	雑誌	ISBN978-4-86632-675-7 臨時増刊ラヴァーズ VOL. 18	株式会社大洋図書
十	雑誌	68544-33 麗人 3 2021 mar. 09613-3	株式会社竹書房
十一	雑誌	週刊実話サ・タブー 週刊実話増刊3月12日号 20327-3/12	株式会社日本ジャーナル出版

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和三年二月二十五日次のとおり委託した。

令和三年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地

株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年三月十二日

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 支所の地 区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により行う 漁業	令和三年二月 二十五日	石巻市さくら町二丁目 十八番七 豊嶋 祐二 石巻市渡波字黄金浜五 十七番一 渡辺 悟	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	五人

○宮城県告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字南余景六八の二八〇・字洲崎七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え

置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上内沼五の五、五の六、九の五・波路上岩井崎九六の一（次の図に示す部分に限る。）、九六の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

公益上の理由（海岸保全施設）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年三月十二日

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町字砂ノ入一七の二、一七の二二、一八

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字砂ノ入一七の二・一七の二二（次の図に示す部分に限る。）、一八

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年三月十二日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

伊具郡丸森町字松一の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字松一の三（次の図に示す部分に限る。）、

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。

令和三年三月十二日

一 1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

公 告

令和三年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年二月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社清建 登米市迫町佐沼字南駒木袋二百二十二番地の三

五 落札金額 二億六千四百二十万円（税抜）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年一月八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市本郷字大門百三十四番二、二百八番一、二百十番一、二百十六番一、二百八番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

クリエイトプランニング株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市留ヶ谷一丁目二百三十一番二の一部、二百三十四番一の一部、二百三十四番二の一部、二百三十四番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市宮城野区中野二丁目五番地の九

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

スモリ工業株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市東田中二丁目八十三番一、八十四番一、同字志引八十五番三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市城南二丁目二十一番一号
学校法人化度寺学園

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県利府町加瀬字十三塚三十二番一の一部、三十三番の一部、三十三番一、四十一番一の一部、四十二番一の一部、四十二番三の一部
仙台市青葉区本町二丁目十六番十号
積水ハウス不動産東北株式会社
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、公報登載の依頼があった。

令和三年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
公立大学法人宮城大学個人情報保護に関する規程に基づき公立大学法人宮城大学が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報保護を次のように改めた。

令和三年三月十二日

公立大学法人宮城大学理事長 川 上 伸 昭
公立大学法人宮城大学個人情報保護に関する規程に基づき公立大学法人宮城大学が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報

口頭により開示請求を行うことができる個人

試験の名称	開示する内容	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
公立大学法人宮城大学職員採用試験	試験別得点、総合得点及び総合順位（第一次試験の結果については、不合格者に限る。）	合格発表の日から起算して一月間	宮城大学事務局
宮城大学入学者選抜試験一般選抜	科目別得点	合格発表の日から起算して一月間	宮城大学事務局
宮城大学入学者選抜試験特別選抜（帰国子女入試、社会人入試、外国人留学生入試）	科目別得点	合格発表の日から起算して一月間	宮城大学事務局
宮城大学大学院入学者選抜（博士前期課程、博士後期課程）	総合得点、科目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して一月間	宮城大学事務局